

犯罪被害にあわれた方・ご遺族の方へ

長岡市犯罪被害者等 日常生活等支援費用助成金のご案内

犯罪行為により被害にあわれたご本人やそのご遺族・ご家族が以下の内容に該当する場合に、助成金を支給します。
(※令和6年4月1日以降に起こった犯罪被害を対象とします。)

助成金の種類・支給額

一時保育費用助成	限度額 1日あたり 2,000 円 (1事件につき未就学児1人当たり 14日を限度)	一時預かり事業の利用料を一定額まで助成
転居費用助成	1事件につき 20万円を限度	犯罪行為が行われた時に居住していた住居 から転居するために要した費用を一定額ま で助成
家事費用助成	限度額 1時間あたり 2,000 円 (1事件につき 80時間を限度)	家事に関するサービスの利用料を一定額ま で助成

助成金制度の内容

支給対象者

- ・ 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族
- ・ 犯罪行為により重傷病を負った方とその家族（転居費用助成は、犯罪行為により重傷病を負った方）

助成金の対象要件

- ・ 犯罪行為により死亡又は重傷病(療養の期間が1か月以上と診断されたもの)を負ったものであること
- ・ 犯罪発生時及び申請時において長岡市内に住所があること
- ・ 警察に被害が認知された犯罪行為であること

対象外となる場合

- ・ 他の地方公共団体から同種の金銭給付を受けている場合
- ・ 犯罪発生時に加害者との間に親族関係（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）がある場合
- ・ 犯罪被害者又は助成金を受ける者が、暴力団員等である場合
- ・ 助成金を支給することが社会通念上適切でないと認められる場合

申請期限

犯罪行為が行われた日から1年以内

※助成内容によって必要な書類が異なるため、事前にご相談ください。

問い合わせ先・申請窓口

長岡市市民協働推進部 市民協働課

TEL:0258-39-2206 FAX:0258-39-2308 MAIL:simin-kyodo@city.nagaoka.lg.jp